

文化財を 楽しもう



狛犬(左)と庚申塔(いずれも富岡八幡宮境内)

あまり難しく考えず、新しい発見を求めて、まずは身近にある文化財を楽しんでみませんか。

庚申塔は、地域で庚申講を営む人々によって建てられました。狛犬も地域の人が奉納したものが多く、神社の拝殿前などに対で置かれています。獅子や犬のようにも見える姿は、生きているかのような躍動感があります。普段はあまり意識しなくても、あらためて見ると、石工職人の技術の高さがわかります。

そんな文化財の中には、石に動物を刻んだものがあります。その形状は様々ですが、たとえば庚申塔に刻まれた三猿(見ざる言わざる聞かざる)や狛犬などがあり、とても繊細な細工が施されています。残念ながら、細かすぎて部分的に崩れているものもありますが、表情や仕草はとても愛らしく親しみを感じます。

文化財というと、どんなイメージをおもちですか? その言葉だけで、堅苦しく感じる人もいるかもしれません。しかし、文化財は地域の歴史を知ることができる大切なものです。長い時間を「生き抜いてきた」文化財を、一度じっくり鑑賞してみませんか。

文化財を楽しむ

- 文化財を楽しもう
- 絵図から読み解く江東区域
- 小名木川の渡船と地域
- 城東の村を歩く ⑭
亀高村
- 資料紹介
絵葉書に見える亀戸天神社の
おみくじ・占いの「自動販売機」
- 地域の記憶 ④
持宝院の入定信仰について
- 文化財保護推進員講習会
文化財めぐり
～渋沢栄一と深川の近代産業～

下町文化



KOTO City In TOKYO
スポーツと人情が熱いまち 江東区

NO.
296
2022.1.21

発行

江東区地域振興部
文化観光課文化財係
〒135-8383
江東区東陽4-11-28
TEL(03)3647-9819
<https://www.city.koto.lg.jp/>

絵図から読み解く 江東区域

江戸時代（1603～1867）に江戸のまちを描いた絵図は少なくありません。その中に、江東区域はどのように描かれたのでしょうか。前期・中期・後期の絵図から、本区の歴史を探ってみましょう。

前期については、寛永9年（1632）頃に成立したと評される「武州豊島郡江戸〔庄〕図」を取り上げます。

図1は、南北に隅田川、東西に日本橋川の流れが合流する付近を拡大しています。中央部の縦長の島は霊岸島（現在の中央区新川）で、隅田川の西側（左側）には寺院や武家屋敷、町場が細かく描かれ、東側（右側）には細長く土地が描かれています。隅田川河口部の東側には、寛永6年（1629）に深川猿師町（現在の清澄・佐賀・福住・永代付近）が成立していますが、その



(図1) 寛永9年 武州豊島郡江戸〔庄〕図(部分)
(国立国会図書館蔵)

記述は見られません。この絵図から、当時の隅田川東側は描く対象ではなかったと見ることもできます。

幕府は隅田川の西側を江戸、東側を村と位置付け支配しました。のちに深川は江戸の一部となりますが、中期の正徳3年（1713）を待たなければなりません。ちなみに、図2は17世紀後半（1658～82）の頃に描かれた「深川総画面図」です。絵図に描かれた小名木川の南側は、かなりの部分がまだ海面だったことがわかります。

中期の元禄12年（1699）は、深川開発におけるひとつの画期といえま



(図2) 万治元～天和2年 深川総画面図(深川江戸資料館蔵)

す。この時期、元木場（図2左端）の町場化が進められ、海面部分の埋立ても始まります。元木場は、寛永18年（1641）に設けられた木場ですが、幕府はそこを召し上げ、町場として整備したのち町人に払い下げました。そして、2年後の元禄14年（1701）には、東側に新たな木場（現在の木場4付近）を設け、仙台堀と油堀を延長することで隅田川からの水路を繋げました（本誌281号参照）。11年後の正徳2年（1712）に描かれた「分間江戸大絵図」（図3）には、南部一帯が埋め立てられ、「永代嶋新築地」となり、西隣には、新たに設けられた木置場「永代嶋木場」の文字も見えます。



(図3) 正徳2年 分間江戸大絵図(国立国会図書館蔵)

最後に図4です。これは、安政5年（1858）の「本所深川絵図」で、後期から幕末頃の様子がわかります。中期に元木場が町場化され、南側の海面部分が埋め立てられると、町場の深川地域と17世紀中期頃には開発がはじまり農村地帯を形成した城東地域（東側）の砂村新田がようやく一体化します。そして、その中間地帯に新たに生まれた土地にも大名屋敷や耕地が開発され、町や村が成立しました。

このように、絵図には様々な情報が盛り込まれています。そこに描かれた情報を引き出すことで、江東区の歴史をより豊かなものにしたいですね。

（文化財主任専門員 出口宏幸）



(図4) 安政5年 本所深川絵図

小名木川の渡船と地域

江戸時代の渡船場

図1は、五本松（猿江2―16）を左手に見ながら、小名木川を東方向に望んだものです。北岸の行徳道を進んで大島橋を渡ると、釜六・釜七で有名な鑄物所「釜屋」（大島1―1）があります。

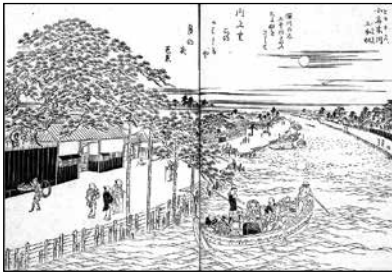


図1 『江戸名所図会』小名木川五本松（天保5・7年〈1834・36〉）



図2 釜屋前の河岸（図1拡大）

治5年（1872）時点でも江戸時代と小名木川の渡船場は、表のように明
あつて、営業渡船なのか「不分明」な渡船場とされている。そのためか、他の営業渡船のように賃銭が明示されていません。
営業渡船への転換
明治14年4月1日、釜屋渡を営む上

変わりませんが、同9年の東京府による調査では小名木川釜屋渡・同下之渡・同又兵衛渡となっています。翌10年の「東京府統計表」に記載の航路から見て江戸時代からの連続性がうかがえます。他に小名木川渡があり、後の上ノ渡にあたるものと考えられます。

明治9年の調査は、渡船場を国道県道に係る渡船場・作場渡船・営業渡船場に分けています。作場渡とは、対岸の耕地へ往来するための農耕用渡船です。小名木川の渡船場は、営業渡船場の一覧中に入っていますが、「作場渡二類スルモノ」とあつて、営業渡船なのか「不分明」な渡船場とされている。

表 明治初年の小名木川の渡船 ※明治9年「渡船願」は『近代東京の渡船と一銭蒸汽』（東京都）による

明治5「東京府志料」	明治9「渡船願」	明治10「東京府統計表」	航路
	小名木川渡	（上ノ渡 ※明治11統計表）	八右衛門新田（扇橋2）～深川猿江町（猿江2）
弥兵衛渡	小名木川釜屋渡	釜屋渡	深川上大島町（大島1）～八右衛門新田（北砂1）
治兵衛渡	小名木川下之渡	下ノ渡	深川下大島町（大島4）～治兵衛新田（北砂3）
長兵衛渡	小名木川又兵衛渡	又兵衛渡	小名木村（大島8）～又兵衛新田（東砂2）

大島町の小幡貞次郎は営業渡船の許可を東京府に申請しています（「釜屋渡船場許可書」）。その願書には、釜屋渡は元禄年間（1688～1704）より農事に使用してきたが、付近に橋がないので、庶民通行の便利のために賃銭を請求する普通の渡船に改めて営業したく、許可の上で揭示札を下げ渡してもらいたいとあります。申請は4月11日に許可されました。

このような営業渡船への転換は、近郊農村として野菜の生産地であった城東地域が明治末年にかけて近代諸工業用地として変貌して行く中で、通行量の増加と市街地化を背景に行われたものとされています。

小名木川沿いへの大・中工場の進出は、明治20年に釜屋裏（大島1―2）に創立した東京人造肥料会社をはじめとし、同30年前後に本格化します。よって釜屋渡は工業用地化の波が来る前に営業渡船化したことになるため、違う角度からその背景を考える必要があると思われます。

渡船場を取り巻く地域の様子

そこで注目されるのは、小名木川の渡船場です。すでに賃銭を取っていたということです。明治10年「東京府統計表」には、1人につき賃銭が

釜屋渡と下ノ渡で1厘5毛、又兵衛渡で1厘との記載があります。

小名木川沿岸、とくに北岸の行徳道沿いの上大島町や下大島町あたりは江戸時代から町場化していました。釜屋渡の小幡家は鑄物師の初代が釜七に呼ばれて上大島町に居住しますが、初代の妻が人馬の往来が激しいことに着目して天保14年（1843）に茶屋を始めたといえます（『昭和62年度江東区民俗調査報告』）。明治9年の調査で小名木川の渡船が「作場渡二類スルモノ」とされたことを考え合わせると、渡船場を取り巻く地域は、同10年時点には賃銭を取って渡しを行いうる状況にあったことがうかがえます。

明治9年8月12日、東京府は旧習のままである府下の渡船場の状態を改めるため、書式を統一した賃銭揭示を徹底させる方針を示しています（『東京府布達全書』）。営業渡船か作場渡か「不分明」な渡船場は、その在り方をいざれ問われることになったでしょう。同14年の釜屋渡の営業渡船許可申請は渡船の在り方を定めるものと言えます。

なお、又兵衛渡（草屋渡）でも明治17年8月21日に営業渡船への転換を申請しており（斎藤家文書）、その願書の様式・文言は釜屋渡と同様でした。（文化財主任専門員 栗原修）

亀高村

まずは、文政11年(1828)に成立した『新編武蔵風土記稿』(以下『風土記稿』)から村の概要を見ることにします。同書は、武蔵国(現在の東京・埼玉の大部分・神奈川の一部)の村々から書き上げられた村の概要を幕府が編纂したものです。

そこに記された村の言い伝えによると、亀高村(現在の北砂4・5付近)は、昔は小名木川沿いの亀戸新田と境川沿いの高橋新田に分かれていましたが、いずれも治郎兵衛が名主であったことから、のち一村になったとあります。その際、両方の村名の一字をとって亀高村としたようです。文政当時の家数は72軒。元禄8年(1695)の幕府の検地に基つき、農業生産高を記した『元禄郷帳』では、村の生産高(以下「村高」)は493石余で、村名の肩書には「古は亀戸新田」と記されています。

ホウロク島耕地

『風土記稿』には、2つの興味深い記述があります。その一つが「ホウロク島耕地」です。文政当時、小名(字名)として残っていたその場所は、村の東に位置した荻新田との境にあります。



天保11年(1840) 深川十万坪より中川海手迄(国立国会図書館蔵)

した。そして、この地名は、古くから区内に存在しました。

江戸時代前期(17世紀中ごろ)に成立した『武蔵田園簿』(以下『田園簿』)は、当時の村高をまとめた帳簿です。そのなかに登場する江東区域の村は、北十間川の南に位置した「亀戸村」を除けば、小名木川北部で深川神明宮(森下1-3-17)付近にあった「深河村」と小名木川南東部にあった「宝六嶋海辺新田」の2ヶ村だけでした。この「宝六嶋」の名が亀高村の小名「ホウロク

島耕地」として残った可能性があります。

その宝六嶋海辺新田は、『田園簿』に村高1260石余とあります。そして、小名の残る亀高村の村高は、先述の通り493石余でした。そのため、宝六嶋海辺新田の内には、亀高村のほか江戸時代の早い時期に海沿いに開発された、複数の新田村が含まれており、その総称を「宝六嶋海辺新田」と唱えていたのかもしれませんが。このことは、あくまで推測の域をでるものではありませんが、「ホウロク島耕地」の小名の存在が、実態のわからない「宝六嶋海辺新田」解明の手掛かりになればと考えています。

将軍の御成り

もう一つの興味深いことは、8代将軍徳川吉宗が元文3年(1738)11月12日にこの付近に御成りの際、次郎兵衛宅へ立ち寄ったという記述です。幕府編纂の『徳川実紀』には、「十二日 西葛西の地に御放鷹あり」と見え、鷹狩りでこの付近に来たことは間違いないようです。

『風土記稿』によれば、次郎兵衛は、亀高村の村民で齢82歳。子供は早世し

ましたが、孫がいたことから、吉宗は次郎兵衛の名前を歳の数の「八十二」に改め隠居し、孫を次郎兵衛とするよう仰せられたといえます。その後も、元文5年(1740)10月18日の本所での鷹狩り、寛保元年(1741)11月21日(27日の本所での鷹狩りのことか)の御成りの際にも同家に立ち寄ったとの記述があります。なかでも、寛保元年11月の記述には、江戸城への還御の途中に再び立ち寄った際、入手した鶴の「鶴血酒」を賜ったとあります。同家では、その後も代々次郎兵衛を名乗り、村の名主を勤めました。

『風土記稿』は、吉宗の御成りから90年ほど後にまとめられた編纂物です。その内容に盛り込まれた伝承の記述は、村や家に伝わる記録や口伝などの由緒に基づくと思われる、次郎兵衛から「八十二」に改名した下りなど、その真偽には慎重な対応が必要と考えます。しかし、一方でこのような伝承が、村での名主次郎兵衛家の権威を高めたとすれば、ことの真偽は別として、村社会の秩序を維持するうえで、一定程度の意味があったといえます。換言すれば、亀高村の村政を運営するうえで、名主次郎兵衛家はこのような権威も必要であったと考えられるのです。

(文化財主任専門員 出口宏幸)

資料紹介 絵葉書に見える

亀戸天神社のおみくじ・占いの「自動販売機」

近代に発行された亀戸天神社の絵葉書の中には、自動販売機（以下、自販機）が写り込んでいるものがあります。当係では自販機が写る絵葉書を12枚所蔵しています（うち4枚は同内容）。これらの絵葉書を見ると、2種3形態の自販機が心字池中の島北東の同じ場所にあったことが分かります。

今回、これら自販機が扱っているものや設置期間について考えてみたいと思います。

金水堂製の「自動易断箱」

写真1は側面に「内務省 □□□



写真1 絵葉書「東京亀井戸天神」 右:自販機(部分拡大)



写真2 絵葉書「(東京百景) 亀井戸天満宮」
右上:自販機/右下:旧付印(ともに部分拡大)



写真3 絵葉書「東京亀井戸天神」 右:自販機(部分拡大)



□ ふしぎとあたる 金水堂のうらない」と書かれています。金水堂製の自販機については、明治41年(1908)

6月8日付の読売新聞に、「面白い自動易断箱―山田金水堂の発明―」という記事が掲載されており、次のとおり詳細な内容を知ることができます。

①明治34年(1901)頃、芝愛宕下町の金水堂山田易院に遠方から訪れる客が多く、時間に制限もあることから、自販機を各所に置くことを思いつき発明

②「初めは(東京)市中各区の要所」

に34〜35個設置したところ好評
③欠点が多かったため改良を加え、「山田式自動機」という名で専売特許を得た

④「今では板橋、品川、淀橋、亀井戸、千住、川崎辺の郡部」や台湾、ハワイなど海外にも設置

⑤箱の数は全体で1400〜1500あり、その中で東京市内が700〜800を占める

山田群玉『墨色稽疑』(金水堂山田易院出版部、大正6年)に所収された、群玉の俳諧の門人・庄司瓦全(1874〜1941)による「群玉山田先生小伝」には次の記述があります。

⑥「金水堂先生は慶応三年三月二十四

日京橋区西紺屋町に生る、先生姓は山田氏、通称を廣吉と云い、群玉と号す、金水堂は其易院の名なり」

⑦「函に口あり一銅を投ずれば忽然として一占箋を得、六十四卦得る」

①〜⑦をまとめると、山田群玉(1867〜?)が主宰し、芝区愛宕下町1丁目4番地(現港区新橋3・4丁目的一部)に所在した金水堂山田易院は、明治34年以降に東京市内各所に自



写真4 御祖神社発見の十二花堂商店製のおみくじ自販機
右:正面全体
中央:側面(記念銘)
左:正面取り出し口
(御祖神社提供)



動易断箱(函)を設置し、その後、亀戸などにも置いたことが分かります。また、同箱は銅貨(一銭)1枚を投入すると「一占箋」が出てきたようです。以上のことから、写真1に写っているものが自動易断箱と確認できます。

十二花堂商店製のおみくじ自販機

(8頁につづく)

地域の記憶④

持宝院の入定信仰について

はじめに

江戸時代、薬光山亀高寺持宝院（現北砂四）は亀高村にあり、亀戸村の普門院（亀戸三）の末寺でした。創建年代については諸説あり、『葛西志』では「寛永三年、開山堯存法印の起立といへり」とあります。

ご本尊の「木造弘法大師坐像」（江東区有形文化財〈彫刻〉）は、江戸時代より「厄除け弘法大師」として信仰が篤く、多くの参詣者があったことが、街道沿いに道標として建てられた「標柱」からわかります。

以前、「砂町の講を探る」（本誌292号）にて、同院に見られた信仰として「砂村大師講」について述べましたが、この他にも持宝院には、多くの信仰の存在を示す文化財が残されています。

その中で今回は、元禄5年（1692）5月18日に入定を果たした西誉蓮入法師に関する文化財に注目したいと思います。これらの文化財は、江戸近郊農村における入定信仰を伝えるものとして大変貴重な史（資）料です。持宝院第三十七世住職板橋賢英氏への聞き取り調査を交えて西誉蓮入法師の入定

信仰にまつわる文化財について述べていきます。

「紙本墨画 西誉蓮入像」



図1 「紙本墨画 西誉蓮入像」
（持宝院蔵）

図1は、西誉蓮入法師が入定時に自描したものと伝えられている「紙本墨画 西誉蓮入像」です（以下、「自画像」）。本画の上部には「南無阿彌陀佛 五月十八日（花押）」、さらに同画を入れる箱の表面に「入定佛」、また、箱内部の底には「文久三癸亥七月廿日調之 松村町辰蔵 右箱寄附」と墨書があります（図2）。



図2 「軸箱」部分（持宝院蔵）

松村町は、日本橋松村町の代地であった深川の松村町の可能性が高いですが、どちらかは定かではありません。

「西誉蓮入法師入定縁起」

図3は「西誉蓮入法師入定縁起」（以下、「縁起」）で、入定後「百年忌」となる寛政三年（1791）に、十六世

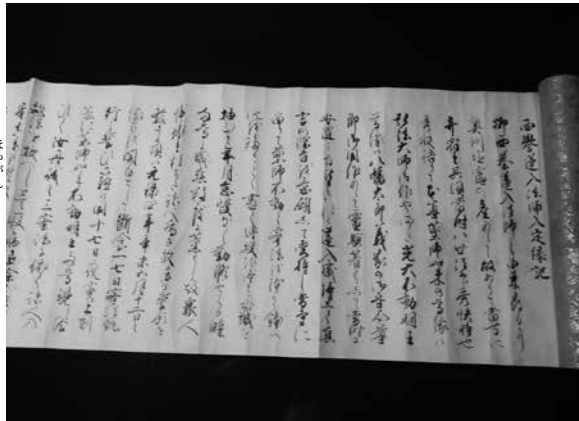


図3 「西誉蓮入法師入定縁起」（持宝院蔵）

住職永尊の発願により、龍岡（現文京区）に住んでいた小柴長雄なる人物に書かせたことが末文に記されています。

「縁起」を見ていくと、①西誉蓮入法師の出自・修行、②入定の経緯と目的、③「縁起」作成の経緯、と大きく三つの内容に分かれています。以下にそれぞれを見ていきます。

「縁起」冒頭では、西誉蓮入法師の出自と持宝院での修行の様子が、次のように記されています。

西誉蓮入法師は、「奥州塩釜」（現宮

城県塩竈市）の出身であり、持宝院八世法印秀快が住職であった際に、同院に寄宿しました。その目的については「故ありて当寺に寄宿す」とあるのみで明確な理由は分かりません。

秀快より弘法大師空海の作とする本尊の薬師如来、光大不動明王の靈験を聞いた西誉蓮入法師は、これに心惹かれて、同院に留まって心を込めて修行する中で、両尊（薬師如来、光大不動明王）より、真言の深意を得ました。この様子を目の当たりにした人々は西誉蓮入法師に帰依したと記されています。

西誉蓮入法師の入定の経緯と目的

さらに「縁起」は、西誉蓮入法師が入定を果たした経緯と目的を記します。これによると、七日間に及ぶ断食を終えた西誉蓮入法師の眼前に現れた両尊は、「汝丹誠之三蜜法に依て諸人乃救法を授へし」と、三密法による人々の救済を西誉蓮入法師に行うように求めました。その際に、「梵文」（サンスクリット語）による「疫病退除守護之蜜真言」が授けられ、これを病人に与えることで、「平癒」しないものはないとの示現を得ました。

これを受け、西誉蓮入法師は病人に真言を授け続けたところ、「諸人惣平癒」と人々の病が癒えました。利益を得た在家の信者は、いっそう信心を篤

くしました。

その後も西譽蓮入法師は、「信心之輩」に念仏を勧める一方で、自身も「念仏三昧」の日々を過ごしました。不動明王の縁日である4月29日、「断食入定之意願」を発願した西譽蓮入法師は、断食を始め、「元禄五年壬申之年五月十八日」を入定日と決めました。

入定にあたり、西譽蓮入法師は「今より来世、亀高村治兵衛新田其外他郷たり共一心信心の輩においては疫病及諸願諸難退除之大願」を誓う遺言を残し、一心に信心する者は、亀高村・治兵衛新田の両村に限らず、他村の者でも現当二世（現世と来世）に亘って「疫病及諸願諸難退除」の利益があるとなりました。

永尊による「縁起」作成の目的

「縁起」後半では、作成の目的が記されています。永尊は、西譽蓮入法師の入定から1世紀を経て、「蓮入靈神之意願も月往年去ぬれハ、後人音事稀にして空く、意願乃終なん事をおとる」と、西譽蓮入法師の「意願」が薄れていることに強い懸念を抱きました。

そこで永尊は、「伏願ふ、両郷之貴賤老若男女信心之輩を催し百年遠忌修行せハ、供仏施僧軌即や又ハ小因大果の目足也」と、「百年遠忌」を実施することで、亀高村・治兵衛新田の人々

から薄れつつあった西譽蓮入法師への信仰を呼び起こす契機となることを強く願いました。

「百年遠忌」を実施することは、仏を供養して僧侶を手厚くもてなすこと（供仏施僧）となり、またそれが小さな（ささやかな）こととしても、大きな果報が得られるので大切なことである（小因大果の目足）と述べています。

「報恩施入」を行うことで、「現世二ハ疫病消除子孫繁栄福寿増長之快樂を得、後世ハ罪障消滅一仏浄土無上菩提を証せん」と、現当二世に亘る利益を強調しながら、「願はくハ信心男女多少によらず施入之志を希ふ」と、持宝院への「施入」を呼び掛けていることが分かります。

「西譽蓮入入定墳の碑」

こうした永尊の目的は、31年後に両村の講中による図4「西譽蓮入入定墳の碑」（以下、「入定墳の碑」）の建立



図4「西譽蓮入入定墳の碑」（持宝院蔵）

として結実しました。建立にあたって「縁起」では、西譽蓮入法師の「百年之法楽」（百年忌）を契機にしたとあります。

現在の持宝院の本堂裏には、西譽蓮入法師の塚の上に建てられたと見られる「入定墳の碑」があります。文政6年（1823）に建立されたもので、石は自然石です。碑文には以下のように文字が刻まれています。

（正面）入定墳

（背面）今文政六年癸未夏五月建之両村講

（右側面）元禄五千申歳五月十八日

ここに刻まれている「両村」とは、持宝院がある亀高村とその隣村の治兵衛新田を示しています。入定塚については、文政4年（1821）に成立した『葛西志』では、「入定塚 観音堂の側にあり、塚上に石地藏を建、西譽蓮入沙門の、入定せし処と云」とあり、西譽蓮入法師の入定ののちに塚が築かれ、その上に「石地藏」が建てられたとしています。

さらに同11年（1828）に作成された官撰の地誌である『新編武蔵風土記稿』にも、「入定塚（元禄五年五月十八日西譽蓮入と云僧入定せし塚な

り）」との記載が見られます。

「入定墳の碑」の建立は、西譽蓮入法師の入定信仰が、入定後一世紀を経てもなお、地域の人々の信仰対象となっていたことを示しています。

おわりに

戦前に記された『砂町誌』（1926年）、『城東区史稿』（1941年）には、西譽蓮入法師の命日に入定尊会が行われていたことが記されています。

同会は、現在も継続して行われており、西譽蓮入法師への信仰は、時を超えて地域の信仰として根付いています。

戦時、砂町一带は空襲による被害を受け、寺社も消失しました。ご住職のお話によると、御祖母様が戦火をくぐり抜けながら、「過去帳」「自画像」「縁起」等を抱えて位牌堂（当時としては珍しいコンクリート製）に避難されたとのことでした。

時代が下るにつれ、地域の記憶は薄れていきますが、文化財の存在により、こうした記憶は留められていきます。

謝辞

聞き取りにあたり、持宝院住職板橋賢英氏にご対応いただきました。この場をお借りしてあらためて御礼申し上げます。

（文化財専門員 大関直人）

文化財保護推進員講習会

文化財めぐり

「渋沢栄一と深川の近代産業」

江東区では、区の歴史や文化への理解を図り、文化財愛護活動の地域リーダーを養成する目的で、昭和60年度から文化財保護推進員講習会を開催しています。昨年度は新型コロナウイルス感染症の拡大状況を考慮し、講習会自体を中止しましたが、本年度は受講生の定員を30名から15名に制限したうえ、5月に開講し、12月には無事に修了式を迎えることができました。

講習会プログラムの一つに、実際に現地に出かけて区の歴史や文化財について理解を深める「文化財めぐり」があります。今年度は、ゆかりのある渋沢栄一を取り上げ、宅跡や彼が関わった工場（会社）を組み込んだ、以下のルートを設定しました。なお、解説は例年、文化財保護推進協力員が行いますが、帯同人数を減らすため、文化財専門員2名が担当することになりました。

解説スポットについて

深川東京モダン館（集合・出発）↓
① 渋沢栄一宅跡（永代2-37）↓ ② 福住稲荷神社（同）↓ ③ 浅野工場跡（清澄1-2）↓ ④ 伊勢勝白煉瓦製造所跡（同）↓ 清澄公園（解散）

①は明治9年に近江屋喜左衛門邸を渋沢が購入・改修し、同21年まで住んでいました。

同30年、敷地内に澁澤倉庫部（現澁澤倉庫株式会社）を創業し、現在まで続いています。



講義の様子（深川東京モダン館）

②は喜左衛門邸だった頃から存在し、澁澤倉庫部が創業されると同社の守護神となり、昭和5～6年に社殿等が整備され、「石造鳥居 昭和5年在銘」（区有形文化財）などが今に伝わっています。

③は渋沢と浅野総一郎の共同出資により明治17年に設立された民間セメント工場跡です。現地には「フレッツミル粉砕機ローラー」や「コンクリート方塊」（ともに区有形文化財）などが置かれています。

④は③の東隣で、明治17年に西村勝三によって設立された耐火煉瓦の製造工場でした。同20年に品川に移転するまでの短い期間操業していました。

残念ながら、当日は雨天のため、モダン館でのスライドを使った講義となりましたが、終了後に雨脚が弱まったため、希望者のみを引率し①②③をめぐりました。（文化財専門員 大関直人）

（5頁のつづき）

そんな中、令和3年10月に、御祖神社（足立山妙見宮／福岡県北九州市小倉北区）のホームページ上で、十二花堂商店製のおみくじの自販機が同境内で発見されたという記事がアップされました。自販機は基本木製で、亀戸天神社の絵葉書のものとは形状が違いますが、正面にはルビ付きで「御神圖」（写真4右）、側面に「明治三拾九年三月吉日」の陰刻銘があります（写真4中央）。正面上方右手の硬貨投入口、同下端の取り出し口は金属製のパーツが付き、後者には輪花形の枠内に「十二花堂商店 SELF-SELLING BOX」「自動器専売元」「大阪新蛭子橋」の陽鏤銘があります（写真4左）。

自販機の設置期間について

最後に、亀戸天神社におけるこれら自販機の設置期間について検討を試みます。



写真5
絵葉書「（東京名所）
亀井戸天満宮」
右上:自販機のあった場所
左下:日付印
（ともに部分拡大）



たいと思います。まず、絵葉書の発行年代は、宛名面の型式から明治33年（大正7年）とおおよその年代が把握できます。設置年は金水堂のものについては、前述の新聞記事から明治34年以降ということしか分かりません。十二花堂商店のものについては写真2の日付印から明治39年（1906）9月4日以前には設置されていたことが分かります。

自販機が撤去された時期については、自販機脇の柵の形状がヒントとなります。自販機の置かれた時期は、支柱・横の材ともに木製ですが、写真5（1913年2月12日の日付印）を含めたそれ以降発行の絵葉書を見ると、支柱は木製ですが、横の材が紐状のものに変更され、周りの草類がほとんど無くなっています。この変化は、明治43年8月の水害被災後の境内再整備によるものと考えられます。

以上のことから、自販機の設置順は不明ながら、設置期間は長くても明治34年から同43年頃までと推定されます。

今回、磐梨貞穂様（御祖神社欄干）より写真3点（写真4）の提供およびご教示をいただきました。ここに記して感謝申し上げます。

（文化財専門員 野本賢二）